

【情報提供】建物の省エネ・環境性能に関する届出等の確認(アンケート・書類閲覧による)

・以下に記載する情報は、建築物に係る環境性能やエネルギーに関する届出等を取りまとめたものである。
 ・記載事項については、調査時点で把握しておくことが望ましいと思われるものをERSが独自に選定したものであり、公的機関や評価機関が実施する届出・評価等全てを網羅したものではない。
 ・本情報提供は、建物所有者・管理者等へのアンケートおよび提供書類から読み取れる情報を基に作成しているものであり、情報の正確性を保証するものではない。
 ・本情報提供は、エンジニアリングレポートの一部ではなく、範囲外の考察として提供されるものである。

アンケート回答者：株式会社 ビル管理 氏

アンケート回答日：20 年 月 日 20 年 月 日作成

建物概要

建物名称：ビル 竣工年：20XX年
 所在地：東京都港区 × × 延床面積：xx,xxx㎡
 主用途：事務所

届出・評価

運用時の情報

【省エネ措置の維持保全状況の報告等(省エネ法、建築物に係る措置)】

・省エネ措置の定期報告、登録機関による調査 提出・適合 未提出 該当なし 不明
平成15年4月以降に省エネ措置の届出を行った建築物は、3年に1回の定期報告が義務づけられている。平成21年4月より登録建築物調査機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた特定建築物は報告を免除。

【エネルギー削減義務等】

・東京都条例の特定地球温暖化対策事業所 該当 非該当(削減義務なし) 不明
東京都環境確保条例の地球温暖化対策計画書制度において、3年度連続して原油換算で年間1,500kl以上の事業所は、特定地球温暖化対策事業所となり、排出量削減の義務が課せられる。

・東京都条例の総量削減義務率(第1期計画期間) 8% 6% ()%
第1期計画期間は、2010年4月～5年間、以降5年度毎に設定。

・東京都条例のトップレベル事業所等の認定 予定有 予定無 不明
地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所(優良特定地球温暖化対策事業所)として認定されると、削減義務率が軽減される。優良特定地球温暖化対策事業所には2種類あり、トップレベル事業所に認定されると削減義務率が1/2に、準トップレベル事業所に認定されると3/4に軽減される。

新築・増改築時の情報

【省エネ措置の届出等(省エネ法、建築物に係る措置)】

・省エネ措置の届出(新築時) 提出 未提出 対象外 不明

・省エネ措置の届出(増改築・設備改修時) 提出 未提出 該当なし 不明
対象となる建築物(申請時期により対象が異なる、別紙参照)は、建築時等に省エネ措置の届出が義務付けられている。性能基準(PAL、CECの数値基準)または仕様基準(ポイント法、5000㎡以下)により、建築物・建築設備の省エネ性能を届出。

【環境性能評価等】

・地方自治体より提出を求められる環境性能評価や自主的な評価 有 無 不明
CASBEE、東京都建築物環境計画書制度やマンション環境性能表示等による評価を行っている場合。

(有の場合)評価ツール名、制度名: CASBEE新築 ランク等:A (自己評価・認証)
 東京都建築物環境計画書

担当者・問合せ先

社名：株式会社イー・アール・エス